

1 はじめに

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、インターネットや携帯電話などの情報機器を介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、痛ましい出来事も数多く発生し、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。そのため、校長を中心とした一致協力体制を確立することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼を更に築かなければならない。

また、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に観察・情報収集し、教員相互の情報の共有化を図りいじめ撲滅に向け努力しなければならない。

学校は、あらゆる場面に於いて児童に感動を与え、児童が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。そこで、「いじめは、本校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、「いじめを許さない環境・いじめをしない環境・生まない環境」を整えていくことを根底に据え、「児童が互いに認め合い、深め合う」環境づくりを今後も進めていく。

そして、本校の児童が、何事にも意欲を持って取り組み、充実した楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、重症化する前に適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（好意から行った行為が相手側の児童に心身の苦痛を与えたものも含む。）

いじめ防止のための対策は、いじめはすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。そのため、本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たることを基本とする。

3 校内体制について

- (1) いじめへの対応については、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- (2) いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく「組織」で情報共有し組織的に対応する。
- (3) 校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ防止推進教師及び生徒指導主任、養護教諭とし、必要に応じて、関係機関と連携する。
- (4) 「いじめ防止等対策委員会」の役割としては、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (5) いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等についていじめ防止等対策委員会で協議してから行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、必要に応じて本校の全教職員が共有する。
- (6) いじめの事実が確認できた場合、第一報を青森市教育委員会指導課に報告し、その後の指示を仰ぐ。
- (7) その後、関係教職員はいじめ報告シートを作成し、校長が確認後、青森市教育委員会へ提出する。
- (8) その月の確認されたいじめの事案については、いじめ防止推進教師(生徒指導主任)が取りまとめ、青森市教育委員会指導課にいじめ状況報告書として、月末までに提出・報告する。

- (9)問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- (10)学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反しうる。

4 いじめの未然防止について

<1>全教職員での取組

- (1)「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- (2)はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは「いじめ」を肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。「いじめ」を見たら、先生方や友達、保護者に知らせたり、注意をしてやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- (3)教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (4)児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (5)児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (6)「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
 - ・「いじめ防止に係る研修会」等については、参加した教職員が資料を増し刷りして全教員に配付・校内研修を通じて研修内容を全教職員に伝達し、共通理解を図り、共通認識・共通指導に役立てる。
- (7)いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- (8)担任や関係する職員は、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (9)担任や関係する教員は、分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (10)担任や関係する職員は、日頃から関係機関と情報交換や連携に取り組む。

<2>関係する教職員の取組

- (1)校長（教頭）は、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (2)校長（教頭）は、「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り授業参観日、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いするとともに、ホームページに掲載し広く周知する。
- (3)校長（教頭）は、地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。
- (4)いじめ防止推進教師及び生徒指導主任は、いじめに関するアンケート調査を毎月1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (5)いじめ防止推進教師及び生徒指導主任は、「いじめ問題」を必要に応じて校内研修や職員会議で取り上げ、「いじめ」についての本校教職員の共通理解と実践力を深める。
- (6)児童会担当は、「いじめ問題」に関する取組を児童会として行う。
- (7)保健主事は、学校保健委員会等において学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<3>学級担任の取組

- (1)児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2)日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成し、さまざまな活動を通して児童に示す。

- (3) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (4) 児童が自己実現を図れるように、子どもが活躍できる授業を日々行うことに努める。
- (5) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (6) 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを保護者に伝える。

5 早期発見

<1>全教職員での取組

- (1) 日頃から多くの教員で児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、気付いたことを共有する場を設ける。
- (2) 休み時間や昼休みの校内巡視・指導や、放課後の学区巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

<2>学級担任や関係する教職員の取組

- (1) 校長（教頭）は、児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (2) 校長（教頭）は、学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- (3) いじめ防止推進教師及び生徒指導主任は、定期的なアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童との信頼関係を深める。
- (4) 担任は休み時間や放課後の児童との雑談や日記等を活用しながら信頼関係を深めていく。そのことによって些細なことでも相談しやすい環境づくりをし、その中で児童の交友関係や悩みを把握する。
- (5) 担任は、個人面談の機会を活用し、教育相談を行う。
- (6) 担任は、保健室（スクールカウンセラー等による相談室）の利用及び電話・PCによる相談窓口等について周知する。
- (7) 担任は、様子に変化が感じられる児童には、積極的に声がけを行い、児童に安心感をもたせる。
- (8) 担任は、いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

6 事案解決

<1>全教職員での取組

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- (2) いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、成長支援の観点から、いじめを行った児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが必要である。
- (3) 同一児童に対するいじめを同時に複数名で行った場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- (4) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- (5) 正確な実態把握に基づき、迅速に指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - ① いじめを受けた児童やいじめを行った児童への対応
 - ② その保護者への対応
 - ③ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- (7) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

- (8)いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添える体制をつくる。
- (9)いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (10)不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書など望ましい方法で解消できる力を育む。
- (11)けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。

＜2＞学級担任（必要に応じて関係する教職員）の取組

- (1)児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言はしないようにする。
- (2)ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- (3)いじめを受けている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (4)いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (5)電話訪問（加害者、被害者とも。また、学級担任を中心に複数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (6)いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保すると共に、いじめを受けた児童に対して徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (7)事実を確認する聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (8)いじめを受けている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (9)いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (10)必要に応じて、いじめを行った児童を別室において指導し、（場合によっては出席停止させ）いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (11)いじめを行った児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (12)学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (13)いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- (14)はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (15)3か月が経過し、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- (16)指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。
- (17)いじめが「解消している」状態は、下記のとおりとなる。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- (18) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を与えたものについては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ防止等対策委員会と情報共有することは必要となる。

7 重大事態への対応について

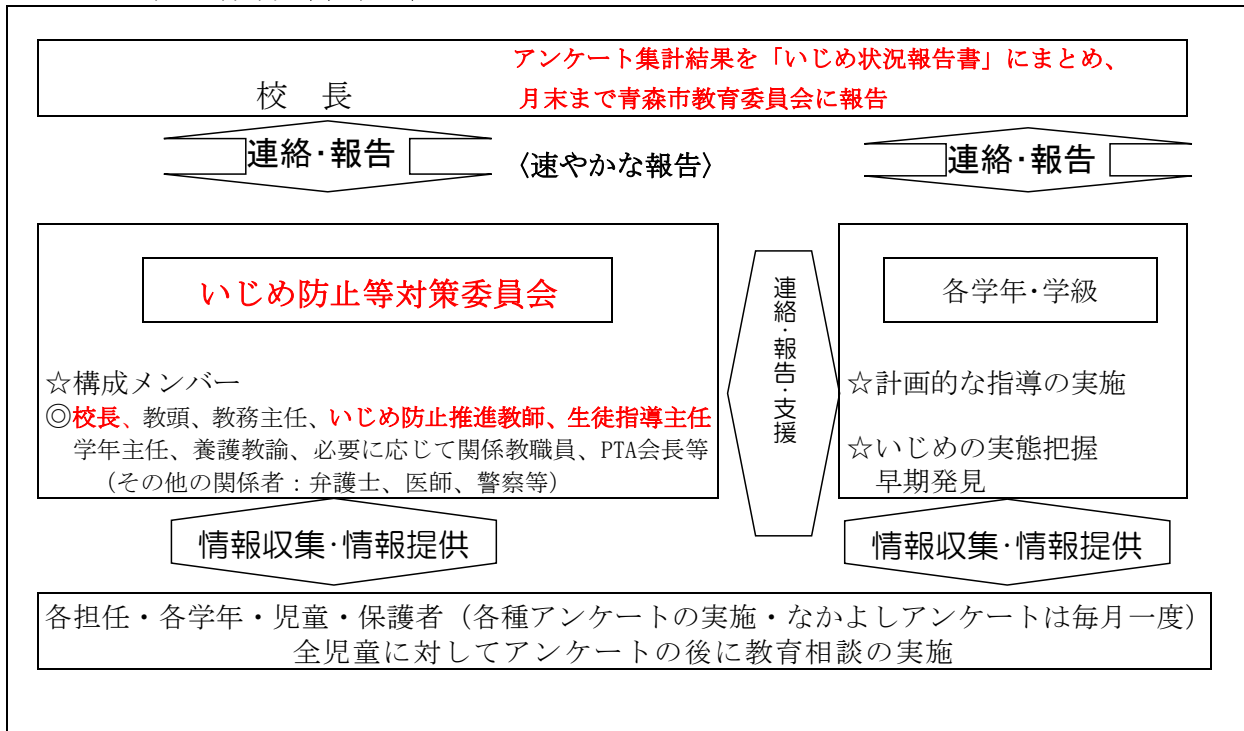
いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

8 評価について

学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。(以下は2021年度 一部変更)

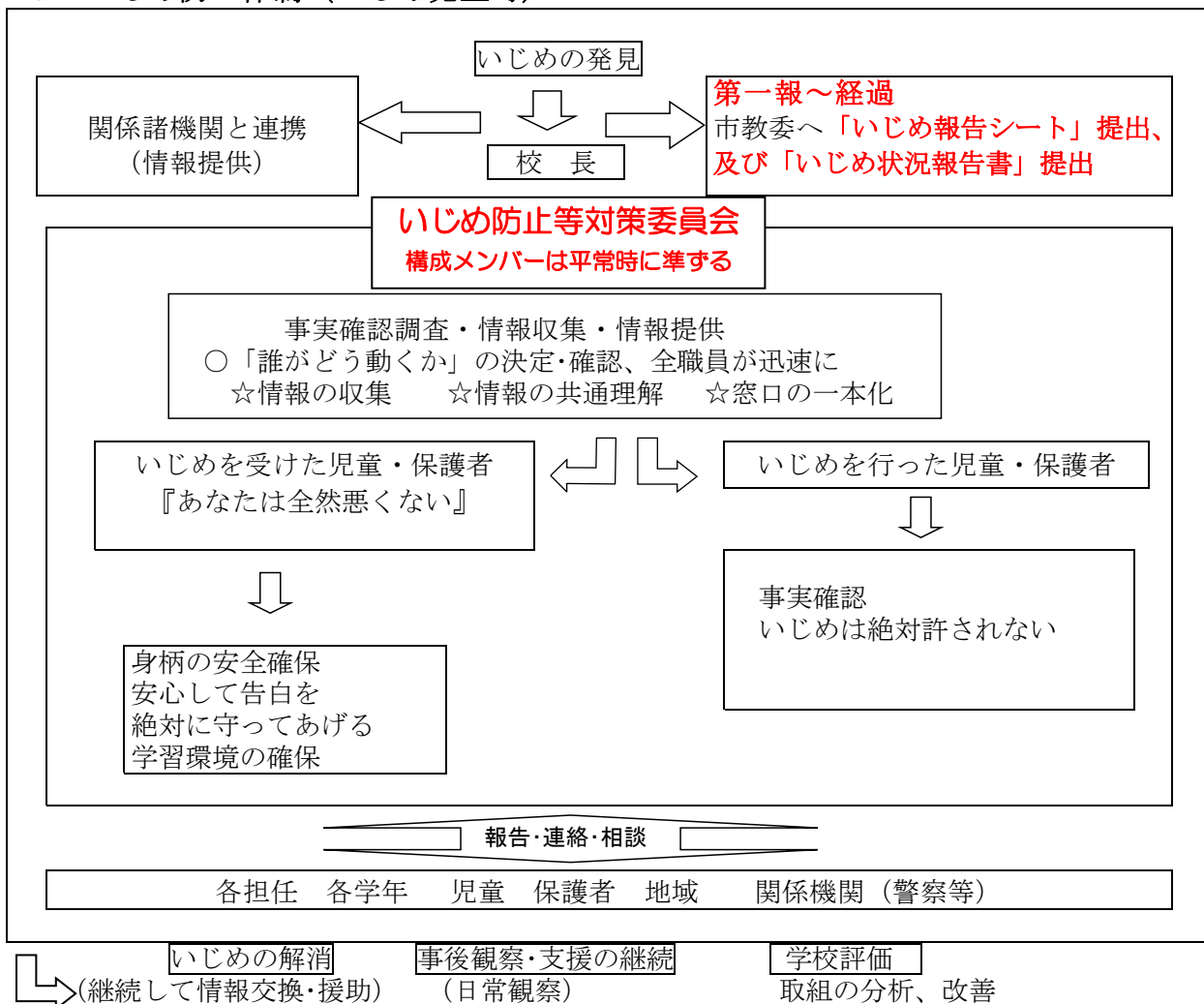
- 付則-1. 児童アンケートとして「なかよしアンケート」を実施する。このアンケートは、毎月実施する。**
- さらに、必要に応じて適宜アンケートを実施する。
2. 緊急を要する事案については、すぐ校長に報告し、その後の対応について指示を受ける。また、その後の対応については、詳細に記録し、後の対処に役立てる。
 - その際、担任(発見者・担当者)は、一人で対応・判断せず、管理職やいじめ防止推進教師及び生徒指導主任、学年団や学年ブロックの先生方と相談しながら、その事案に取り組む。
 3. どのような事案でも、すぐ校長(管理職)への「報告・連絡・相談」を欠かすことなく、常に情報共有に努める。(1～2については「いじめ防止等対策委員会」を招集し組織として当たる)
 4. このアンケートの後は、「教育相談」を実施し、「相談することがない」児童も含めて、全児童と「個人面談」を行う。その期間と時間は教育計画に定める。
 5. アンケートの集計は、学級の分は担任が行い「いじめ対応報告シート」にまとめ、調査用紙と集計用紙を併せていじめ防止推進教師と生徒指導主任に提出する。
 6. いじめ防止推進教師は、全校の集計を行う。また、個人が特定されないように留意して「保護者用」の開示用集計紙も作成する。
 7. 集計結果は学校評価に反映させ、アンケート実施後の児童の安心・安全の学校生活に役立てる。
 8. 集計結果、アンケートの記入された用紙は、原本を保存する。また、対象児童が卒業しても保存を続ける。
 9. 保存年限については、原則、青森市教育委員会事務局指導課の定めた3年とするが、本校においては、内規として関係児童が中学校卒業まで保管する。(2017/10～)
 10. 道徳では、「いじめ防止」に係る内容を各学年で選択し、実施する。
 11. 新城中学校区学校運営協議会では、地域における児童の様子や気になる情報について伺い、継続して連絡を頂くように依頼する。
 12. 「いじめの認知」の教職員の共通化や「いじめ防止等対策委員会」の組織とその役割については、必要に応じて、いじめ防止推進教師 または 生徒指導主任から全教職員に伝達し、実効性のあるものとする。
 13. いじめ防止推進教師は、児童に係るアンケート、個人面談、悩み相談等を総括し、情報の収集、管理職への報告・連絡・相談、全教職員への情報伝達・共通理解・共通指導に努める。
 14. いじめ防止推進教師は、「いじめに係る情報」があるときは、事実の確認、いじめの有無、いじめとしての認知、保護者への連絡の必要性等について「いじめ防止等対策委員会」を即開催し、情報収集・その後の対応・指導・教育委員会への報告等について組織として決定する。

9 いじめ防止体制（平常時）

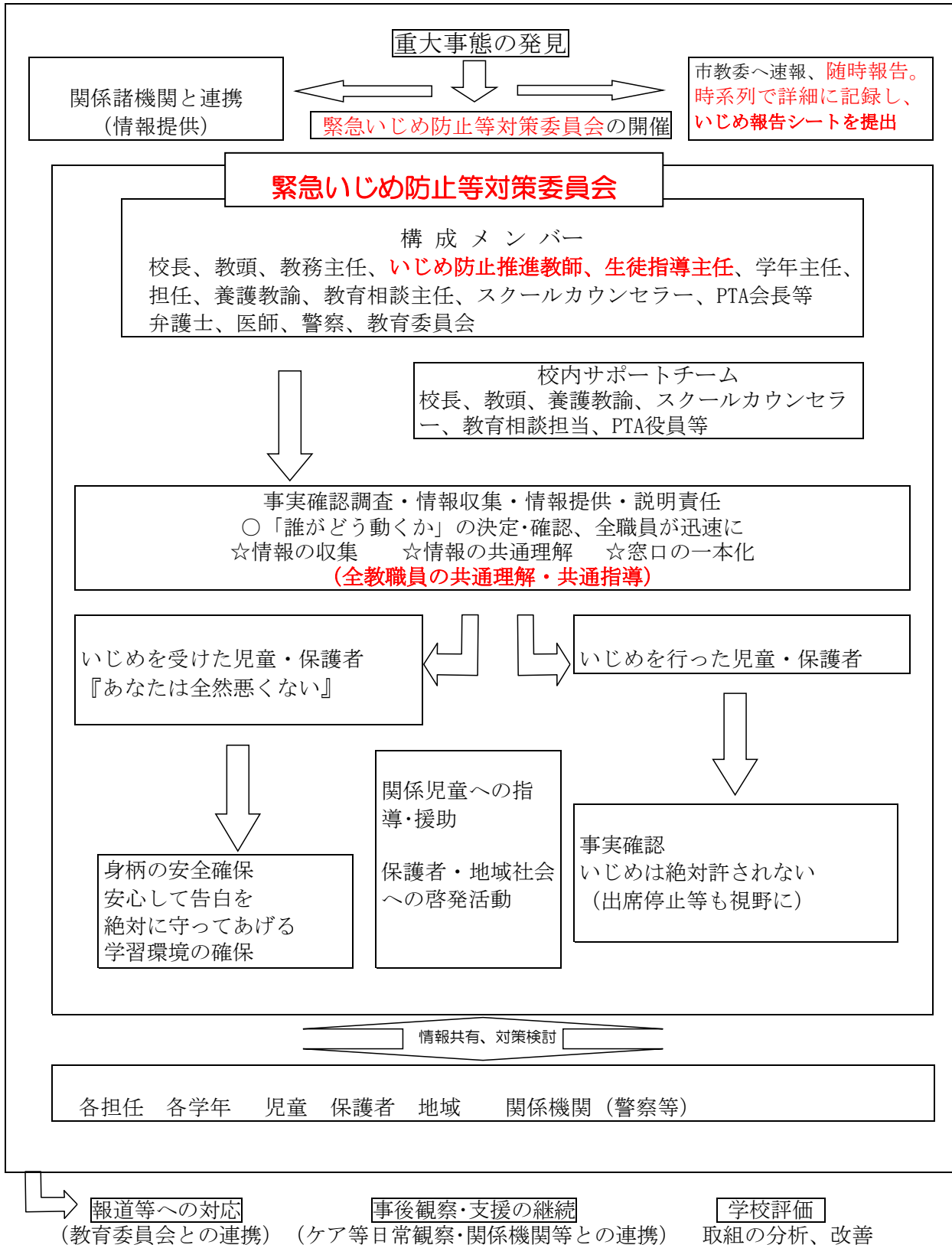


※「いじめ防止等対策委員会」を常設し、いじめ防止対策の年間指導計画を作成する。

10 いじめ防止体制（いじめ発生時）



1.1 いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、**緊急いじめ防止等対策委員会**を開催し、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。